

南幌町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南幌町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (8) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (9) 商品先物取引、訪問販売及び消費者金融に類するもの
- (10) その他、町長が不適切と認めるもの

(広告の枠数、規格及び掲載位置)

第3条 広告の枠数、規格（1枠）及び掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地 65ピクセル×左右 180ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式（アニメーションは不可）
- (3) 容量 4KB以内

2 広告の掲載位置、掲載順序は町が指定するものとする。

3 広告枠数は最大8枠とする。

(広告掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額5,000円とする。

2 6か月以上連続して掲載する場合は、次のとおり割り引くこととする。

(1) 6か月以上12か月未満の連続掲載 25%割引

(2) 12か月以上の連続掲載 50%割引

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1月単位とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨て)に相当する期間について広告掲載を延長するものとする。

(広告の掲載募集)

第6条 広告掲載の募集は、ホームページ及び広報により行うものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は「南幌町ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添えて町長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査、掲載の可否を決定の上、「南幌町ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書」(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料金の納入)

第9条 前条の規定により許可決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町の指定する期日までに広告掲載料金を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は町が指定する方法により、広告原稿を作成し電子媒体及び紙媒体で町に提出しなければならない。

- 2 広告原稿は町が指定する期日までに提出しなければならない。
- 3 広告原稿の作成・提出にかかる費用については、広告主の負担とする。

(広告の内容変更)

- 第 11 条 広告の内容を変更する場合は、「南幌町ホームページ広告変更申込書」(様式第 3 号)に変更内容を記載し、町長に提出しなければならない。
- 2 バナーを変更する場合は、第 3 条第 1 項及び第 10 条により広告原稿を提出しなければならない。

(広告主の責任)

- 第 12 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の返還)

- 第 13 条 広告掲載料金は返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

- 第 14 条 町長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告主に通告することなく広告掲載の許可決定を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合。
 - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合。
 - (3) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
 - (4) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条第 1 項の規定に反する状態に至っていると町長が判断したとき。
 - (5) その他、広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると町長が判断したとき。

(補則)

- 第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。